

	新潟市教育委員会 平成21年1月 定例会会議録			
日 時	平成21年1月23日(金) 午後3時00分			
場 所	市役所 白山浦庁舎 2号棟 4階 白2-403会議室			
出席委員 (6名)	山 田 委員長	欠席委員		
	佐 藤 委 員			
	小 池 委 員			
	田 中 委 員			
	高 山 委 員			
	佐 藤 教育長			
会議に出席 した職員 (19名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	市 橋 浩	保 健 給 食 課 長	和 田 圭 央
	教 育 次 長	長 谷 川 裕 一	生 涯 学 習 課 長	玉 木 一 彦
	教 育 次 長	田 中 純 夫	教 職 員 課 長	逢 坂 健 太 郎
	教 育 政 策 監	手 島 勇 平	総 合 教 育 セ ン タ ー 所 長	津 野 敏 江
	事 務 局 参 事	大 科 俊 夫	学 校 支 援 課 長	中 山 真
	中 央 図 書 館 長	八 木 秀 夫	地 域 と 学 校 ふ れ あ い 推 進 課 長	梅 津 玲 子
	生 涯 学 習 セ ン タ ー 一 次 長 補 佐	池 田 順 一	中 央 図 書 館 課 長 企 画 管 理 課 長	渡 辺 光 代
	教 育 総 務 課 長	川 瀬 正 之		
	学 務 課 長	朝 妻 厚 雄	教 育 総 務 課 主 査	米 山 隆
	施 設 課 長	神 田 健 一	教 育 総 務 課 主 査	杉 本 浩
その他の 出席者 (名)				

開会	時 刻	午後 3時00分
	宣 言 者	委員長
選挙	議案番号	件 名
付議事件 (5件)	議案番号	件 名
	議案第 29号	平成21年2月議会定例会の議案について (1) 新潟市学校給食センター条例の 一部改正について (2) 新潟市立小学校条例の一部改正について (3) 新潟市立養護学校条例の一部改正について
	議案第 30号	新潟市立学校管理運営に関する規則の 一部改正について
	議案第 31号	平成21年度に新潟市立高志中等教育学校 前期課程で使用する教科用図書の採択について
	議案第 32号	平成21年度全国学力・学習状況調査について
	議案第 33号	職員の人事措置について
報告 (1件)	記 号	件 名
		平成20年度 全国体力・運動能力, 運動習慣等調査結果
その他 (件)	記 号	件 名

第1 開会宣言

○委員長

午後3時00分開会を宣言する。

会に入る前に、新潟日報社から取材の申し込みがありますので、報告します。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長

田中委員，高山委員 両委員を指名。

第3 付議事件

○委員長

付議事件に入ります。議案第29号の(1)になりますが、29号は、平成21年2月議会定例会の議案についてになります。(1)は新潟市学校給食センター条例の一部改正についてです。保健給食課長，お願いいたします。

○保健給食課長

それでは、議案第29号(1)の新潟市学校給食センター条例の一部改正について、ご説明申し上げます。資料1をご覧くださいと思います。学校給食法を今回一部改正することに伴いまして、新潟市学校給食センター条例におけます学校給食法の引用条名の変更となるものでございます。下の段に学校給食法の抜粋がございますが、この中で二つ以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設の条文の第5条の2が新たに第6条となります。そのために、資料の3ページ、学校給食センター条例の新旧対照表でございますが、旧新潟市学校給食センター条例の第1条の下線の第5条の2を第6条に改正するものでございます。

この度の法改正の趣旨といたしましては、学校給食で使用する食品の安全確保、それから学校の責務の明確化、学校と地域の関係機関との連携、そして栄養教諭を中核とし、学校給食を活用した食に関する指導充実を目的に改定されたものでございます。

次の官報につきまして、今ほど事前にお配りいたしました官報が入れ忘れていたものでございまして、4ページの次に入るものでございます。改正内容としては、以上でございます。

○委員長

学校給食法が変わったということに伴っての条例の一部改正になります。よろしいでしょうか。

○全委員

全員異議なく了承する。

○委員長

それでは、次に進みたいと思います。29号の(2)と(3)、いずれも教職員課所管ですので、一括して審議いたします。

○教職員課長

引き続きまして、議案第 29 号のうち教職員課所管分についてご説明申し上げます。

最初に、議案第 29 号（2）新潟市立小学校条例の一部改正についてご説明いたします。議案書の 6 ページをお開きください。今回の小学校条例の改正につきましては、鳥屋野小学校の移転改築に伴う学校所在地の変更と、江南小学校の住所訂正をお願いするものです。鳥屋野小学校につきましては、児童数の増加に伴い、校舎の強化が進む中、用地取得による工事拡張が難しいことから、老朽化している校舎の改築に併せ、鳥屋野浄水場跡地に前年移転改築を行ってまいりました。平成 17 年の基本構想策定に当たり、平成 19 年度、20 年度の 2 か年の建設工事を経て、平成 21 年 4 月 1 日に新校舎が開校いたします。これに伴い、当条例別表中の鳥屋野小学校の位置を新潟市中央区鳥屋野 3 丁目 2 番 1 号から、新住所の新潟市中央区美咲町 2 丁目 4 番 7 号に改めるものです。

次に、江南小学校の住所訂正についてですが、これまで、江南小学校の住所は条例上新潟市東区江南 5 丁目 1 番 1 号としておりました。この何丁目以下の何番何号と表記できるのは、住居表示に関する法律に基づき、住居表示を実施している地区だけになりますが、江南小学校の所在地である江南は住居表示が実施されていない地区であるため、この何番何号と表記できないことがこの度判明いたしました。住居表示が実施されていない地区の住居の表示方法は何番何号ではなく、何番地としなければならないことから、この度、当条例別表中の江南小学校の位置を新潟市東区江南 5 丁目 1 番 1 号から新潟市東区江南 5 丁目 1 番地 1 に改めるものです。関連しまして、7 ページに改正案文、8 ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご確認願います。

続きまして、議案第 29 号（3）新潟私立養護学校条例の一部改正について、ご説明申し上げます。議案書の 9 ページをお開きください。養護学校条例の改正につきましては、新潟市立西特別支援学校の新設に伴い、条例名の変更、現養護学校の名称変更及び新設校の名称、そして位置の追加をお願いするものです。西特別支援学校については、現在、東区海老ヶ瀬に設置している私立養護学校の生徒数の増加や、合併による市域の拡大に伴い、西新潟地区からの通学が困難になっている現状を踏まえ、交通の便がよく、隣接する高等養護学校との連携も期待できる西蒲区の旧県立巻工業高校跡地に、市立特別支援学校の 2

校目として新設するものです。

条例名につきましては、現行の新潟市立養護学校条例は現学校の固有名詞を条例名に使用しているため、2校目の設置に伴いまして、校種名であります特別支援学校を用い、新潟市立特別支援学校条例に変更するものであります。学校の名称につきましては、市民応募や教育委員の皆様の意見等も踏まえまして、現市立養護学校を新潟市立東特別支援学校に、新設校を新潟市立西特別支援学校とすることにいたしました。また、新設校の住所は、新潟市西蒲区堀山新田 88 番地となります。

この条例の施行日は、西特別支援学校が開校する平成 22 年 4 月 1 日になりますが、これから県や国に対して行う校舎建設補助採択や設置認可に関する申請に際し、新設校の場合は、条例を提出し、学校新設が事実であることを証明する必要があるため、時期を繰り上げて開設するものであります。

関連しまして、先の条例と同じく、10 ページに改正案文、11 ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご確認願います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○委員長

新潟市立小学校条例の一部改正は、鳥屋野小学校が改築され、場所が動いたと。それから、江南小学校の住所の表記が少し違っていたということで、正しくしたということです。(2)の諸学校条例の一部改正はよろしいでしょうか。

○全委員

全員異議なく了承する。

○委員長

続いて、市立養護学校条例も、西に新潟市立西特別支援学校、新しく養護学校が出来たということで、現在の特別支援学校という名前に変更し、そして東の方は東、巻の方は西と付けて新潟市立養護学校条例の一部改正を、新潟市立特別支援学校条例と改正していきたいということでございます。これもよろしいでしょうか。

○全委員

全員異議なく了承する。

○委員長

ありがとうございました。

続いて、議案第 30 号、新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正についてですが、教職員課長、お願いします。

○教職員課長

新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正について、ご説明申し上げます。資料の 12 ページをご覧ください。はじめに、今回の改正理由でありますが、一つ目は、平成 21 年度より、新しい職として主幹教諭を義務教育諸学校に設置することに伴って、所用の改正を行うためです。二つ目は、学校事務職員の

四つの職，事務主幹，主査，主任，主事について，これまで職務内容の明確な規定がなかったことから，それぞれ職務の概要を規定する項を追加するとともに，履歴事項の変更に伴う届出，報告事項及び学校に備え付ける表簿について，現状に併せまして改正を行うためでございます。

まず，主幹教諭の設置についてご説明いたします。主幹教諭の対応につきましては，昨年10月にご説明した内容と重なる箇所もございますが，その際の資料を参考までにお配りいたしましたので，適宜ご参照ください。主幹教諭は，平成19年6月に改正された学校教育法の中で新たに設置された職の一つで，その目的は，学校における組織運営体制や指導体制の確立を図り，学校マネジメントを中心とした指導・監督を機動的に行うことで，学校の課題解決能力の一層の向上と学校教育の充実を目指すことにあります。平成21年4月からの県の施行に併せて，本市においても新設しようとするものです。平成21年度はモデル的に，現在，県が国に要望している，全県で20人という数が認められれば，市内に7人程度配置する予定にしておりますが，人数については，今後も県と協議してまいります。また，平成21年度の登用については，教頭の選考検査の一次選考検査に合格したのから選考することとして，現在選考中です。

次に，改正内容についてですが，資料15ページ以降の新旧対照表をご覧ください。今回の改正のうち，15，16ページの第39条までは，小学校及び中学校。17ページの第54条の8及び第54条の9は中等教育学校。第55条の3及び次の18ページの第56条は養護学校の改正となります。

それでは，15ページにお戻りください。第22条の職員組織の規定に主幹教諭を加え，第23条の2として，主幹教諭の職務に関する情報を追加します。主幹教諭の職務の規定は，学校教育法の規定に準じています。

続いて，学校事務職員の四つの職務内容の規定と，履歴事項の変更に伴う届出，報告事項及び備え付け表簿についての改正ですが，15ページ下段のとおり，事務職員を規定している第25条の3に，第3項として，事務主管，主査，主任，主事の4職の職務内容の規定を追加します。各職の職務内容は，各号に規定のとおりです。

16ページをお開きください。第33条で，氏名，本籍及び住所の変更等の届出について。

第39条で，学校に備え付ける表簿のうち警備日誌を現状に合

わせて削除するものです。

17 ページ以降は、小学校及び中学校に準じて中等教育学校及び養護学校の規定を改正するものです。施行日は平成 21 年 4 月 1 日です。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長

新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正ですが、二つあります。一つは、主幹教諭を置くということについて。もう一つは、事務職員の四つの職について、その職務を明記するという事です。小学校で記載されておりますが、あとについては準用規定だということ。いかがでしょうか。何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

その前に、管理運営に関する規則について、その改正についてのご質問、審議をしていきたいと思っております。そのあとで、課長から少し話のありました主幹教諭の選び方について、別のこととなりますので、あとで審議いたします。法令について、いかがでしょうか。

○佐藤委員

選考は別ということなのですが、教頭選考検査の中で選考するという事は、主幹教諭というのは教頭と同じ権限を持つと理解していいのでしょうか。どのような位置づけになるのでしょうか。組織図から考えていくと、主幹教諭がどこに位置していくのかをお聞かせください。

○教職員課長

学校教育法第 37 条の第 9 項には、主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどるというようにございますので、組織的には、現在の教諭主任と教頭の中間の職となります。

○佐藤委員

そうすると、校長あるいは教頭の命を受けるということですね。校長だけの命ではなくて、この主幹教諭に関しては、教頭も命令権を持っていると理解してよろしいですね。

○教職員課長

教頭の命というのは校長の命であると考えておりますので、両方からということではないと思います。

○佐藤委員

ということは、逆に言うと、校長の付託を受けた教頭が主幹教諭 2 名を管理するという組織図になるわけですか。直線ということですね。

○教職員課長

そのように考えていただければと思います。

○委員長

今のことについて質問なのですが、教諭主任の上ですか、下ですか。上下という言い方はおかしいですが、今そのようなお話があったようで、少し疑問に思うのですが。

○教職員課長

学校教育法の中で規定されている内容から考えますと、教諭

○委員長	主任というものが命を受けて、学校経営には法的に関わらないということですが、今回の主幹教諭につきましては、管理職ではありませんけれども、学校経営そのものに直接関わる部分の業務もできるということにとらえております。
○教職員課長	ということは、教務主任は主幹教諭の命を受けるということになりますね。学校管理に関わる仕事をするわけですから、その主幹教諭は教務主任に命を発すると。その命というのは、もちろん校長の意を受けてということになるのでしょうか。それでよろしいですか。
○委員長	主幹教諭と教務主任が別の場合はそのような形になると思いますが、学校事情によっては、兼ねるケースも考えられます。
○高山委員	分かりました。 ほかにございませんか。 そうすると、主幹教諭というのは管理職ではないということですね。
○教職員課長	そのとおりでございます。
○高山委員	そうしますと、実際の授業を持ったり、あるいは学級担任などを行うこともあるというように解釈していいのですか。
○教職員課長	児童の教育をつかさどるとありますので、直接授業に出ることは大いに考えられることですが、実際に学校の組織上から考えますと、学級担任をやりながら主幹教諭というのは、現実的にはあり得ないのではないかと思います。
○高山委員	以前に配られたものでは、授業時数を軽減するためにも、主幹教諭が置かれますと、新たな教員を配置するということになると思います。その学校にいわゆる加配のような形で1名教諭が増えると考えてよろしいのでしょうか。
○教職員課長	県の話によりますと、純粋に1名増えるということですので、教員数が1加配されるということでございます。
○高山委員	事務の四つの役目といいますか、階級があるのですが、今各学校にいらっしゃる事務はどの段階の方なのですか。主幹、主査、主任、主事とあるのですけれども、いろいろな方がいらっしゃるのですか。
○教職員課長	学校事務職員は、採用されますと、まずは主事に任用されます。そして、33歳以上、主事経験がありますと、主任昇任。更に、47歳以上、主任歴が10年経験で主査に任用されます。そして、主査3年以上の経験があれば事務主幹を受験できるということでございます。事務主幹は今年度からスタートしたわけですので、事務主幹については、現在、新潟市には3名だった

と思います。あの方々は、比較的若手の人たちは主事ということになります。

○高山委員

モデル校が7校程度を選ぶと書いてありますが、これは児童数、あるいは生徒数が多い学校と考えた方がいいのでしょうか。

○教職員課長

今のところ7名という数字は出ておりますが、まだその数ははっきり申し上げられないのが現状です。新潟市の学校規模の現状から見ますと、やはりある程度の規模の学校に配置し、そしてまた各区のバランスも取りながら検討していきたいと考えております。

○委員長

併せて、選考について、どういう選考になるのでしょうか。どういう人を当てていくか、もう一度説明してください。

○教職員課長

主幹教諭は、やはり一般教諭とは違います。先ほど申しましたように、直接学校経営に関わる職務も当然入ってきます。そのときに必要なのは、やはり法的な知識であるとか、通知や通達をどれだけ理解しているかというあたりが非常に重要な条件となってきます。そういう面では、教頭に必要な資質と同じ部分があると考えておりますので、新潟市で昨年度からやっております教頭等選考検査の中に、そういった力を見る検査を実施しておりますので、主幹教諭についても、同じ教頭等選考検査の中で今回選考したということでございます。今後のそのような形で進めていきたいと思っております。

○委員長

一次選考を通った人の中から選んでいくという話でしたね。そのようにして主幹教諭を任命していくということですが、いかがでしょうか。

○全委員

全員異議なく了承する。

○委員長

それでは、学校管理運営に関する規則の一部改正について、承認いたします。

続いて、平成21年度に新潟市立高志中等教育学校前期課程で使用する教科用図書の採択についてに入ります。

○学校支援課長

19ページからでございますが、新潟市立高志中等教育学校前期課程、平成21年度使用教科用図書についてということで、このことにつきましては、11月の教育委員会での諮問を受け、教科用図書選定委員会の審議を経て、ここに答申いたします。

はじめに、審議にあたって配慮した三つの観点について、説明いたします。19ページの四角囲みの中に観点が三つございます。観点の一つ目は、学習指導要領の目標や内容等を十分踏まえることでございます。二つ目は、新潟市立高志中等教育学校の教育目標及び教育内容に適した教科用図書であることござ

います。三つ目は、各教科用図書を調査して種目ごとに特徴をまとめた選定資料を活用し、比較検討することによってございます。

次に、特に重要と思われる二つ目の観点、新潟市立高志中等教育学校の教育目標及び教育内容について、若干説明させていただきます。教育目標は、知性と人間性にあふれ、高い志を持つ、時代のリーダーとなる生徒を育成することによってございます。

この教育目標を達成するための教育内容として、三つの基本方針を立てております。その三つの基本方針のうちの一つは、知性を高めるために、6年間の連続性を生かし、質と量の調和の取れた学習を行うこととなります。

この方針のための具体的方策として、次の四つを設定しております。一つ目は、連続性を重視し、学習内容を効果的に組み合わせるなど、6年間の連続性を生かしたカリキュラムを編成することによってございます。二つ目は、発展性と多様性を重視し、全課程では年間1,085時間の授業に時数を確保し、個に応じた丁寧な学習指導を行うことによってございます。三つ目は、課題性を重視し、自ら課題を解決していく中で、知識、技能を活用する力や考える力を身に着ける、追求型の学習を重視することによってございます。四つ目は、課題性を重視し、仲間と共に学ぶ学習を計画的に実施するということによってございます。

この教科書の選定にあたりましては、特に一つ目の6年間の連続性と、二つ目の豊富な事業時数が高志中等教育学校の特徴であると言えます。中等教育学校では、3年時に高校入試がないということから、前期課程から後期課程になる段階でも、継続して授業を行うことができます。また、前期課程では、年間で他の統一中学校に比べて70時間多い事業時数を設定しております。以上のことを考慮に入れながら、選定資料を基に慎重に審議した結果、教科用図書選定委員会として、別紙、20ページ、21ページでございますが、別紙に記載してある教科用図書が適当であるとの結論に達しました。

ここで、3点、高等で補足説明をいたします。1点目は、選定の対象となる主要教科用図書は、平成18年度から平成21年度まで使用する教科用図書であるということによってございます。2点目は、社会の公民的分野は、学習指導要領により、第3学年で学習させることとされていることから、来年度は使用しないことになり、今回は選定しないということによってございます。3点目は、選定資料の作成にあたっては、平成18年度使用教科用図書の採択の際に作成された資料を参考にしながら、教科用図書

選定委員会調査部会で、昨年 11 月から 12 月にかけて約 1 か月にわたる調査研究を行ったということでございます。この選定資料を基に選定委員会検討部会で検討した結果を受けて、本日の答申に至っております。

それでは、平成 21 年度使用教科用図書選定資料により、これにつきましては、21 ページからでございますが、各教科ごとに、順次説明いたします。

○委員長

その前に、そこで一旦切っていただけますか。今、非常に大事な説明をしてくださいましたので、確認をしていきたいと思えます。

今ほど課長から、選定委員会で大事にしたこととお話ししていただきました。それは、19 ページに観点として載せているもの、これは当然ですが、その内の 2 を具体的にこのようにとらえて考えているということで、一番大事にしているのは、6 年間の連続性、中等教育学校ということをお大事にとらえて、それが生きる教科書の選定にあたったということです。なお、そこで選定された教科書は、平成 18 年から 21 年使用ですので、高志中等教育学校では平成 21 年だけ使用するということですね。

○学校支援課長

はい。そうでございます。

○委員長

平成 21 年、来年度だけ使用する教科書になります。そのあとまた採択がありますので、そのリズムに乗せるということになります。それから、そのために、1 年生であるということで、社会科の公民は 3 年生で学習する内容なのでなしということですか。

○学校支援課長

はい。そうでございます。

○委員長

それから、基本的に、私たちは平成 18 年に今の市内の中学校が使っている教科書を検討し、採択してきたわけですが、そのことを参考にしたというお話でした。こういう前提の元で、以下の説明が行われますので、よろしく願いいたします。

今までのことで何か確認しておきたいことはございますでしょうか。

よろしいでしょうか。では、また具体的な問題でお話しいただきたいと思えます。

なお、課長には、できるだけ中等教育学校だからこの教科書を使うということで、市立中学校も同じという場合にはあまり説明は必要ないのではないかと思いますので、中等教育学校だからここはこうしたいという話を中心に説明していただくと大変分かりやすいと思えますので、お願いいたします。

○学校支援課長

選定資料の、ページが二つ打ってありますが、真ん中のところのページが1, 2となっているところがございます。調査した教科書の一覧でございます。1ページの国語から始まっておりまして、2ページは数学から始まって外国語ということでございます。この教科用図書の中から、教科ごとに二つまたは三つを選んだものが、戻りまして20ページ, 21ページに記載されているものでございます。そして、別紙に載せてあるものの特徴をまとめたものが、選定資料の3ページからでございます。端に25ページと振ってございますが、国語からまとめたものでございます。

各教科の始めのページは、教科書を調査・研究する際の教科書研究の観点でございます。例えば、4ページでございますが、国語の観点としましては、右側に単元構成と配列、それから教材内容と構成、学習過程への配慮、補充的な教材、記述・表現というようなところで、最後は、高志中等教育学校の教材としてということで、この1項を付け加えてございます。この二つまたは三つの教科用図書の中から、新潟市立高志中等教育学校で使用するものを採択していただきたいと思っております。

国語であります。国語につきましては、4ページの学図、5ページの三省堂、6ページの光村ということでございます。以上、ご審議をお願いしたいと思います。

○委員長

学図と三省堂と光村がでございます。この中については、特に課長は触れないのですね。要するに、書いてあるとおりのことですね。分かりました。

いかがでしょうか。3社が出ておりますが、どれを高志中等教育学校の国語の教科書とするかということになります。

○高山委員

現在、市内の中学校で使っているのは三省堂ということで、私どもが審査をして選んだわけでありまして。これは全体的にバランスが取れているということが大きな特徴であったわけですが、中等教育学校の場合、それだけでいいのかということになるわけでありまして。

光村の説明を更に検討しますと、書く、読む教材が最も多いということが書かれております。それから、その下に、各学年教材の説明的文章、物語・小説ともに3か年の段階を追った系統性が分かりやすいということです。そういうことから考えますと一つの連続性というものが読み取れますし、今問題になっております読解力を高めるという点では優れている教科書ではないかということでありまして。そういった意味で見えていきます

と、説明文教材では、主張や見方・考え方をオープンエンドで余韻を残し、最終的な論や判断を生徒にゆだねることで、これからの生き方や価値観の広がりを促そうとする文章が多いということでもあります。つまり、生徒の人間力といったもの、こうした基礎が自然に身についていくのではないかとということ。

いずれにしても、私としては、全体的に向上を目指す、そしてまた時間数が今よりも増えるということを考えますと、光村がよいのではないかと考えております。

○委員長

ありがとうございました。

ほかにございませつか。

三省堂もそうなっているようですが、少し追求型の学習の展開が違っているように、資料がたくさんあるから追求型になるかということ決してそうではなくて、やはり学習過程そのものを仕組んでいかなければ追求型にはならないだろうと。そういう意味では、やはり今お話がございましたが、光村が適しているように思われます。また、補充的な教材のところで、学習を広げるが充実していると。要するに、時間が少し余計にあるわけですので、この学校については少し発展的な教材に取り組んでほしい、少し上を目指してほしいという思いが私にはあります。そういう意味でも、光村がよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○全委員

全員異議なく了承する。

○委員長

それでは、国語については光村でまいります。

続いて、書写について、課長から説明をお願いいたします。

○学校支援課長

書写につきましては、7ページから10ページに書けてでございます。8ページの大書、9ページの学図、10ページの光村でございます。

○委員長

書写について、いかがでしょうか。大阪書籍と学図と光村があるということです。

これは前も話があったのですが、平成17年度採択の際に、新潟県に關係する資料があり意欲を喚起するのではないかと話がございます。特に、それが高志中等教育学校にとってプラスになっているならば、同じ内容、新潟市が使っている書写の本でいいのではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。

○高山委員

そうですね。それぞれ比べてもなかなか難しいところがあったと思います。新潟のことが出ている。例えば、新潟市の展覧会の写真が巻末に出ておりましたし、それから、使い勝手のよい編集であると書いてありますし、さらに、古典作品との関連

○委員長

を大切にしているということですので、これは特に今の中学生と変える必要はないと思いますので、学図がいいと思います。

それでは、現在新潟市内で使っている教科書と同じものを使うということによろしいでしょうか。

○全委員

全員異議なく了承する。

○委員長

続いて、社会科、地理的分野に入ります。

○学校支援課長

11 ページからでございます。12 ページが東書でございます。13 ページが教出でございます。14 ページが帝国でございます。以上3点から、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長

東書、教出、帝国の3社です。いかがでしょうか。

○高山委員

今使っているものは教育出版ですよ。これは、大きな要因として、新潟県の話がけっこう出てきたと。例えば、上越市安塚地区の地域の魅力を作る。あるいは、地場産業として燕市の洋食器。それから、災害から学ぶということで、小千谷市の写真が出ているということで選んだと思います。

新潟県だけではなくて、中高一貫校として一番目を向けなくてはならないのは、じっくりと学べる教科書であってほしいということを考えますと、調べ学習など、作業が豊富で、資料活用の技能習得に配慮してある。あるいは、本文の記述では資料から読み取れる具体例を挙げながら特色を説明しているので、資料の見方や考え方を学ぶことができるということですので、帝国に替えた方がいいのではないかと思います。新潟県のものも全くないわけではなくて、十日町のことも出てきますので、その辺がいいのではないかと思います。

ただ、農業についての記述があまりないということが少し気になる場所ではありますけれども、総合的に見ますと、帝国がいいのではないかと思います。

○委員長

調べ学習と、総合的に見ていくと帝国がいいのではないかと思います。お話ですが、いかがでしょうか。

○全委員

全員異議なく了承する。

○委員長

先取りするようですが、現在新潟市が使っている地図帳は帝国書院のものです。この帝国書院は、そういう意味で、資料を活用する力、地図帳と関連づけながら資料活用能力を養うという意味では力をはっきりするのではないかと考えております。それでは、帝国書院を採択いたします。

続いて、地図について、お願ひいたします。

○学校支援課長

15 ページからでございます。16 ページに東書、17 ページに帝国ということで、この二つの図書の中からお願ひいたします。

○委員長	<p>地図帳は2社で、帝国と東書ということです。</p> <p>実は、これは高山委員だったと思うのですが、新潟県がいつでも地図帳になると割れていると。要するに、2ページにわたったり、あるいは半分しか出ていなかったりということが非常に多いと。しかし、帝国書院は新潟県を取り上げて事例として説明してあるので、非常に分かりやすいということです。高山委員、前回そういうお話をしたようですけども。</p>
○高山委員	<p>きちんと1ページ使って新潟県の地図を載せてあるというものはこれだけだと思います。</p>
○委員長	<p>これでいいということでしょうか。</p>
○佐藤委員	<p>関連があるので、よろしいのではないのでしょうか。</p>
○委員長	<p>教科書と同じということですね。</p> <p>それでは、地図帳については、帝国を採択いたします。</p> <p>続いて歴史的分野ですが、いかがでしょうか。</p>
○学校支援課長	<p>18ページからでございます。19ページの東書、20ページの大書、21ページの教出でございます。</p>
○委員長	<p>いかがでしょうか。</p>
○高山委員	<p>教出は記述が簡単すぎる、あるいは網羅的だと私は感じておりました。それから、大書については、記述はしっかりしているのですけれども、中学生としては少し文章の量が多すぎるのではないかという感じがしました。結局、残るのは東書ということですけども、年代の捉え方、章のはじめに、年代スケールと代表的な写真資料を載せている。写真には簡単な問いがつけられていて使いやすいということや、資料の解説文が詳しいということです。それから、扱っている歴史的事象が多く、歴史的事象の意義などについても詳しく記述されている。発展学習の扱いが多いということを考えますと、例えば、歴史にアクセスとか、私たち、歴史探検隊だとか、スキルアップといったコーナーまで設けていますので、高度で、しかも学習を深めていくという意味では、東書がいいのではないかと思います。</p>
○委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>中等教育学校ということ考えたときに、発展的な内容、あるいは、今ご指摘にありましたが、発展させることが可能な取り扱いといったものがたくさんあるということで、是非歴史の好きな子どもたちを育ててほしいという思いがあります。</p> <p>それでは、東書でよろしいでしょうか。</p>
○全委員	<p>全員異議なく了承する。</p>
○委員長	<p>では、東書を採択します。</p>

続いて、数学です。

○学校支援課長

数学につきましては、22 ページからでございます。23 ページが教出、24 ページが啓林館。25 ページも啓林館でございますが、24 ページのものは、未来へひろがる数学。25 ページのものについては、楽しさひろがる数学ということになっております。

○佐藤委員

いわゆる連続性という観点から考えていけば、高志中等教育学校としての教材としてということで、やはり基礎基本を重視しているものと、高等学校で学習する発展的な題材が適度にあり、後期課程との連続性を図ることができるという意味では、教出が一番ふさわしいのではないかと思います。

○委員長

いかがでしょうか。

○高山委員

私もそう思います。特に、章の終わりに基本のたしかめ、チャレンジコーナー、章の問題というように豊富にありまして、それをこなしていけば基本がしっかり身につくのだらうと思います。高等学校へのつながりは、今おっしゃったとおりであります。

ただ、今中学生が使っているのが楽しさひろがる数学、啓林館のものでありますけれども、これも章の終わりに大変力を入れておりまして、数学展望台だとか、見つけた数学、あるいは、生活と数学という、数学の面白さを広く取り扱っているということは大変捨てがたいところなのですけれども、連続性ということを考えますと、やはり教出なのではないかと思います。

○委員長

中等教育学校ということ考えると、これが適当ではないかというご意見ですので、教出を採択したいと思っております。よろしく願いいたします。

続いて、理科です。これは第一分野と第二分野がいわばセットになっているとお考えいただきたいと思っておりますが、お願いいたします。

○学校支援課長

26 ページからでございます。27 ページが東書、28 ページが大日本、29 ページが学図でございます。よろしく願いいたします。

○委員長

3社、東書、大日本、学図になりますが、いかがでしょうか。

全体を見ることとは別になるかもしれませんが、高志中等教育学校の教材としてというところを見ていきますと、やはり東書が非常に適切であるという感じがいたします。連続性、発展的な内容が豊富なことから、後期課程へ接続がスムーズであると。それから、発展のページが多い。他の教科書もそれに近いですが、追求型の学習が組まれているということです。

○高山委員	話し合おう、やってみよう、問いなどで、生徒の探求を促す工夫があるということは、常に問題意識を持って学習できるように工夫しているのだというのが東書です。
○委員長	それから、市内の中学校で使っているのは学図だったでしょうか。佐潟だとか南魚沼市など、新潟県内の事象が出てくるのです。そういう意味で言いますと、例えば変動する大地という単元があるのですが、東書では火山、地震、地層という並べ方に対し、学図は地震、火山、地層ということで、地震が先になっています。ちょうど中越地震のときだったので、生徒は相当感心があったという意図を組んで、学図にしたということもあったと思います。
○全委員	学図は新潟県に関係する内容を取り上げているということで評価はできるけれども、発展や連続性という観点から考えると、東書でいくということですが、東書を採択してよろしいですか。
○委員長	全員異議なく了承する。 では、そのようにいたします。
○学校支援課長	続いて、音楽ですが、お願いいたします。 音楽につきましては、一般のものと器楽合奏がございます。一般につきましては、31ページの教出、32ページの教芸がございます。器楽合奏につきましては、33ページが教出、34ページが教芸ということでございます。
○委員長	音楽、新潟市内はどちらも教芸が使われているのですが、高志中等教育学校の教材として確かめると、いかがでしょうか。教出と教芸が載っておりますが、いかがでしょうか。
○高山委員	私はやはり教芸を推薦します。非常に多彩で、しかも多様な展開が見られます。映画音楽というジャンルまで書かれていたりして、大変楽しい教科書になっています。楽曲、それから作曲者についての資料が詳しく掲載されているということも大事なことだろうと思います。したがって、一般で教芸を選べば、合奏も同じものがあるということになると思います。
○委員長	ありがとうございました。 教芸がいいのではないかとのご指摘です。一般、器楽合奏、いわばセットになったようなもので、特別理由がなければ分けられない方がいいだろうということです。それでよろしいでしょうか。
○全委員	全員異議なく了承する。
○委員長	それでは、音楽は教芸を採択します。 続いて、美術です。

○学校支援課長	美術につきましては、35 ページから 37 ページまででございます。36 ページが開隆堂でございます。37 ページが日文でございます。
○委員長	2社、開隆堂と日文が出されております。新潟市は日文を使っております。いかがでしょうか。日文が中等学校ではうまくないということであれば別ですが、そうでなければ日文で、生活に美を追究させようとする姿勢が感じられると書いてあります。
○高山委員	特に、日本の伝統的な色やそういうものを取り扱っていますので、日本文化への取り組みという意味で、評価できるのではないのでしょうか。
○委員長	日文でよろしいですか。
○全委員	全員異議なく了承する。
○委員長	では、日文を採択します。 続いて、保健体育です。
○学校支援課長	保健体育については、38 ページからでございます。39 ページが大日本、40 ページが学研の2社でございます。
○委員長	保健体育も2社です。大日本と学研ということですが、いかがでしょうか。新潟市は大日本を使っているということですが。
○佐藤委員	一緒によろしいと思います。
○委員長	よろしいですか。
○全委員	全員異議なく了承する。
○委員長	では、大日本を採択します。 続いて、技術・家庭ですが、これも技術と家庭の部分に分かれています。技術・家庭、いかがでしょうか。
○高山委員	これは東書がいいと思います。深めよう、TRY, Let's click といったものがありまして、発展的な内容を扱い、学ぶ意欲に対応しているということでありまして、一人で学習できるように、手順や内容の発展を考慮しているということです。それから、基礎基本的な内容から段階的に深く学べるよう配慮され、主体的に学習を進めることができるという点で、東書が優れているように思います。 また、コンピュータについての記述が丁寧だと私は思いました。
○委員長	東書がいいのではないかと。主体的に学べるようにいろいろな工夫がなされているというご指摘ですが、東書でよろしいでしょうか。学習過程については、技術であろうと家庭であろうと同じ考え方で編集してあると思いますので、これもセットで

○全委員

よろしいですか。

全員異議なく了承する。

○委員長

では、技術家庭については、東書を採択します。

続いて、外国語ですが、いかがでしょうか。

○学校支援課長

46 ページからでございます。47 ページが東書、48 ページが開隆堂、49 ページが三省堂でございます。

○委員長

いかがでしょうか。東書と開隆堂と三省堂になっております。三省堂は発展的な学習に対応できるというような記述がございます。また、題材については、幅広い内容を取り扱っている。家庭学習でも活用できるのではないかという指摘がされております。

○高山委員

現在は東書を使っているわけです。これは4技能の学習がバランスよく配置されているということが大きな決め手になっていると思います。恐らく、この三省堂もそういう意味はあるのだらうとは思いますが。特に、題材に、日本や世界における今日的话题が多く含まれているというあたりが、生徒の発達段階に則した適切なものと言えると書いてあります。この今日的话题というものは英語の世界は大事なことだらうと思います。

○委員長

では、英語については三省堂ということでよろしいでしょうか。

○全委員

全員異議なく了承する。

○委員長

では、三省堂を採択します。

以上、中等教育学校の教科書については終わります。

次に、議案第32号、平成21年度全国学力・学習状況調査への参加についてですが、学校支援課長、お願いいたします。

○学校支援課長

それでは、72 ページをよろしくお願ひしたいと思います。平成21年度全国学力・学習状況調査への参加ということでございますが、はじめに、概略ということで、調査の目的が三つ載っております。これは前回実施と同様の内容となっております。平成21年度の調査は、今年度同様、小学校第6学年、中学校も第3学年が対象であり、内容としましては、教科に関する調査。これは、国語と算数、数学でございます。そして、知識と活用に関する調査。それから、生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査。そして、児童生徒に対する調査及び学校に対する調査ということになっております。これらにつきましても、今年度と同様でございます。実施期日は、平成21年4月21日火曜日でございます。

続きまして、調査参加のメリットについて、簡単に説明させ

ていただきます。メリットとしては、次の3点があると考えております。一つは、新潟市独自の学力調査、NRTでございますが、これらの理由によって、新潟市の児童生徒の学力を多面的に把握できるという形でございます。二つ目が、新潟市の児童生徒が、新学習要領の趣旨を具現化した調査問題を体験できるということでございます。三つ目が、全国学力・学習状況調査の結果を基に、各学校の授業改善が図られるということでございます。

最後に、新潟市教育委員会の取り組みを若干説明させていただきたいと思っております。新潟市では、検証改善委員会を設置し、今年度、次のことを行ってきたということでございます。一つは、結果の分析と各学校向けの報告書の作成・配付でございます。それから、二つ目が、授業改善フォーラムの開催ということで、これは21日に実施させていただいたものでございます。三つ目は、これからの授業改善に向けての参考資料の作成・配付ということでございます。

一つ目の報告書及び三つ目の参考資料につきましては、お手元にあります報告書と、この資料でございます。時間の都合上、中身については紹介できませんが、またあとで見ただければありがたいと思っております。

なお、次の73ページから85ページまでにつきましては、文部科学省から送付されてきた実施要領でございますので、参考としてお示しいたしました。

ということで、来年度参加の方向で審議いただければありがたいと思っております。

○委員長

来年度、全国学力・学習状況調査に参加するかしないか決めて欲しいということでございます。実は、昨日、政令指定都市の教育委員長、教育長協議会へ出席しましたときに、文部科学省から審議官が来ておまして、この状況についてお話ししておりました。現在のところ、秋田県が、例の話から参加を考えているという教育長が多かったと思うのですが、全員参加をするという話をしておりました。それから、犬山市は従来どおりですが、大阪市も現段階は全部参加だと言っておりました。名古屋市に犬山市が一番近い政令指定都市ですので、どうしますかと聞きましたら、教育長は、個人的には特に問題はないので全て参加する予定であるというお話をなさっていました。まだ日がありますので、どのように変わっていくのか分かりませんが、全国の教育委員会で参加を決めている段階ではないかと

思います。

一方、不参加についてはどうですか。事務局に何かそういう話はきておりますか。

○学校支援課長

いくつか問い合わせ等はしておりますけれども、今のところ不参加については特にないという状況でございます。

○委員長

今耳に入っている情報ですが、そのような状況でございます。いかがでしょうか。3年目になるわけですが。

○高山委員

2のメリットの三つ目の丸ですが、各校の授業の改善が図られると書いてあります。実際に2年間やってみて、2年目は今やっと出たばかりだろうと思いますけれども、その点で具体的に何か動きのようなものはありますか。

○学校支援課長

私どもはこれに併せまして、平成19年度から、授業力向上OJT事業ということで、日常的な形で研修を進めていきたいと思います。そういう意味で、各学校とも教育普及事業という形で回数が増えていて、授業改善に向けてのエネルギーが大変大きくなっているという認識を持っております。

○高山委員

それはやはり全国学力・学習状況調査の及ぼすところと考えていいのですか。

○学校支援課長

この結果については各学校に行っておりますので、優れている点、あるいはこのところにはもう少し力を付けていったらいいといったようなことが分析できますので、それに基づきながら、学校全体で分析し、それに基づいて教員が授業改善に向けていくと思います。

○委員長

一昨日でしょうか、授業改善フォーラム2009、新潟市の目指す子どもの姿を求めてということで、学力テストの結果を基に各学校の活動等を発表したと。結果を基にしてどう考えたか、各学校の実践を発表したり、あるいは指導主事が実際に授業をやって、こういう授業が望まれている授業なのですかということを示したという会でしたが、小池委員と田中委員と私で見学させていただきました。

田中委員、1日おられて現場の先生方の雰囲気というか、いかがでしたか。

○田中委員

熱心なものがあって、授業改善に向けてエネルギーが高まっているなという雰囲気は感じました。

○委員長

私も現場の先生方の熱気を感じて、とても嬉しく思ったのですが、そのことが本当に役立っているのかどうかという評価はまた別だろうと思うのですが、とにかく授業を変えようという、

あるいは、授業実践でみんなで批評し合おうじゃないかという熱気はひしひしと感じました。素晴らしい会であったと思っているわけですが、そういう意味でも、学力テストを来年も是非やって、その結果をまた生かす形でフォーラム等をやってほしいと思っております。

○高山委員

文部科学省からの実施要領が届いたわけですが、これは昨年と変わったところがありますか。

○学校支援課長

特に大きく変わったところはありませんが、説明のときには調査結果の取り扱いに関する配慮事項というようなことを強く説明させていただいておりますので、この辺のところは私たちもこれに基づきながら進めていきたいと考えております。

○高山委員

81 ページの（８）なのですが、調査により得られる調査結果の取扱いという中で、アの欄の下の方に、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 5 条第 6 号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととすると書いてあるのですが、第 5 条第 6 号というのはどういうことが書いてあるのですか。

○学校支援課長

新潟市の情報公開条例の場合には、第 6 条の（６）ということで、次のような形でございます。第 6 条、まず全体に、実施機関は、公文書の公開の請求があった場合は、公開請求に係る公文書に次に掲げる情報が含まれているときを除き、公開請求した者に対し、当該公文書を公開しなければならないということになっております。ということで、次に掲げているものについては非公開ということでございます。その中の一つに、市の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより次に掲げるおそれがあるものということで、いくつかあるのでございますが、その中に、調査研究に係る事業に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれというようなものがございます。

○高山委員

そうすると、住民から開示請求があった場合は、それを根拠として非開示にしないという解釈ができるのでしょうか。

○学校支援課長

そのように把握しております。

○委員長

それから、一昨日の話の中で強調しておられたのは、調査結果の提供です。初年度は、11 月でしたか、遅かったのですが、明けたので昨年、これが出ましたのは 8 月末でございました。できるだけ、とにかくそれを下回らないように努力をすると。できれば少しでも早く活用できるようにしたいという話は強く

強調されておりました。せっかく出ても、その年度にあまり活用できなければまた困るわけですし、個に活用するということが最後には一番大事なわけですということをお話しされておりました。

○全委員

いかがでしょうか。行うということによろしいでしょうか。

○委員長

全員異議なく了承する。

それでは、4月21日だそうです。来年度も実施してください。

議案第33号は人事案件ですので、後ほど非公開で行います。

以上で議案は終わりますが、報告案件がありますので、お願いいたします。平成20年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果が出ましたので、学校支援課長、よろしくお願いたします。

第4 報 告

○学校支援課長

よろしくお願いたします。

今日配付させていただきました横長の資料をお願いしたいと思っております。速報ということで出させていただきました。平成20年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果でございます。この対象になりましたのは、小学校5年生と中学校2年生が対象でございます。上が小学校5年生の男女の数値を表しておりまして、下の方が中学校2年生の男女の数値を表しているということでございます。

小学校につきましては、表のように、握力から上体起こしとずっといきまして、ソフトボールまで8種目あり、その右側に体力合計点となっております。全国平均、全県平均、全市平均ということで、対照できるようになってございます。

中学校につきましては、表のように握力からいきまして、ハンドボール投げまで9種目ございます。その右側に体力合計点となっております。なお、中ほどに持久走とシャトルランがございますけれども、これはいずれかを選択してもよいということになっているようでございます。

新潟市の状況につきましては、小学校、中学校とも全国平均を上回る状況となっております。また、小学校のソフトボール投げで男女とも全国をやや下回っております。中学校のハンドボール投げも同様に男女とも全国をやや下回っているという状況でございますが、大きな差はないと思っております。これまで課題でありました50m走につきましては、小学校では男女とも全国と同等になっておりまして、中学校では、男女ともやや

全国を上回る結果となりました。

下に考察がございますが、その考察にありますように、新潟市教育ビジョンの具現化に向けて、体力の向上を重点課題として、意図的・計画的な取り組みを進めたり、バランスの取れた体力作りに向けて、体力テストのデータを活用し、劣っている体力要素の向上に重点的に取り組んできた成果であると考えています。

○委員長

何かご質問はありますか。

○高山委員

今朝の新聞で小学校5年生が全国第3位、そういう上位にあるようになっているのですが、ご説明をお願いします。

○学校支援課長

子どもはまだ中身まで詳しいことは把握しておりませんが、全県でそのくらいの。

○委員長

県ですか。

○学校支援課長

はい。全県でということ聞いております。

○高山委員

それで、これまた文部科学省から、この結果の扱いについてというものは何か来ておりますか。

○学校支援課長

結果の向上につきましては、全国学力・学習状況調査と同じような形で取り扱うということでございますので、県は……的なものはいたしません。それから、子どもとしましても、この結果は皆さんに対する説明責任ということで、作ってまいったということでございます。

○田中委員

全国平均よりもいいということはこれを見ると分かるのですが、子どもたちの体力が年々よくなっているのか落ちているのかというところがこれでは分からないのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○学校支援課長

教育ビジョンでも、実体的にということで進めてまいりまして、子どもの指標ということで、前年度よりもよくなったものが70%以上という目標を立てております。そのような意味で、これまで非常に大きな向上を示してきたということで、前年度に比べて上がってきていると理解しております。

○委員長

4年くらい前でしょうか、新潟市が大変落ちていたと。あれができる前でしたよね、とても落ちていて気になったのが。それで、力を入れて学校を指導してくださったのでしょうか、次の次の年くらいには回復してきて伸びていました。

○学校支援課長

実質的に、昨年度くらいから全国平均を超えるような種目が多くなってきているというような状況でございました。

○委員長

朝マラソンのようなものをやるとか、何かをしていないと、どんどん落ちていくと。これは新聞の欄にも出ておりましたが、

やはり恒常的に何かに取り組んでいないと、体力ですので。いい結果でいいというか、要するに全国平均よりは下回っていないということで、ある面ではほっとするような気がいたします。ご苦労さまでした。

○学校支援課長

ありがとうございました。

第5 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長

2月定例会は、2月13日（金）午後2時から、3月定例会は3月16日（月）午前9時半からでお願いしたい。

○全委員

全員異議なく了承する。

第6 閉会宣言

○委員長

午後5時30分、閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員